

## 商品概要説明書

J A 農業経営維持継続資金（危機対応）

（2023年10月1日現在）

商品名	J A 農業経営維持継続資金（危機対応）
ご利用いただける方	以下の条件をすべて満たす方とします。 ○大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○信用状況に不安のない方。 ※信用状況に不安がないとは、大規模災害等以外の事由に起因する、信用事業の支払延滞や経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと、かつ愛知県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。
資金使途	○大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金。 ※借換の対象資金は、農業経営にかかる運転・設備資金（制度資金を含む）、農業経営負担軽減支援資金等の既往債務が対象となります。J A プロパーの農業経営の維持継続に必要な資金（負債整理資金）ならびに生活関連資金や農業以外にかかる事業資金は借換の対象外となります。
借入金額	○借換する既往債務残高の範囲内とします。
借入期間	○15年以内（据置期間3年以内）。
借入利率	○当J A 所定の利率といたします。詳細については、当J A の融資窓口にお問い合わせください。
借入方式	○証書貸付とします。
返済方法	○元利均等返済（毎回、一定額の元金と元金残高に応じた利息を支払う方法）または元金均等返済（毎回の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済・年1回返済・年2回返済のいずれかをご選択いただけます。
担保	○必要に応じて担保を設定していただきます。

J A 農業経営維持継続資金（危機対応）

保証	<p>○必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○連帯保証人を設定させていただく場合には、連帯保証人とさせていただく方が以下の「経営者等」に該当するかどうかを確認させていただきます。</p> <p><b>【法人の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者（法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる方）</li> <li>・大株主（総株主の議決権の過半数を保有している方など）</li> </ul> <p><b>【法人以外の場合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同経営者（お借入される方と共同して事業を行う方）</li> <li>・お借入される方の事業に実際に従事している配偶者の方</li> </ul> <p>○「経営者等」に該当しない場合は、連帯保証人とさせていただくにあたりまして、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となります。なお、「保証意思宣明公正証書」につきましては、保証契約を締結する前の1か月以内に作成されたものに限ります。</p>
保証料	<p>○約定返済日の元金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、愛知県農業信用基金協会所定の保証料率とします。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または当JA本店設置の苦情等受付窓口にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店設置の苦情等受付窓口またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛知県弁護士会本会（電話：052-203-1777）</p> <p>愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当JAにおいて所定の審査をさせていただきます。</p> <p>また、必要に応じて当JAが指定する保証機関において、所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。</p>

J A尾張中央